

定款・規則等改正審議委員会 第一回目議事報告（速報版）

平成22（2010）年 7月13日

JARL 巣鴨事務局 3階会議室にて

10時55分～16時05分

出席者 長谷川委員長、丹羽委員、稲毛委員、日野岳委員、草野委員、前田委員、高尾委員、木村委員、宮川委員、伊部委員（大橋事務局長、吉井部長、高橋課長）

進め方

- ・臨時総会での定款変更提案をするための部分に限って進め 規則等は次に継続する委員会で進める。
- ・但し臨時総会提案は定款・規則・選挙規定のセットとし 新たなものを作るのではなく名古屋総会提案の修正と云う形で進める。

名古屋総会で提案の内容については、JARL WEB TOP 頁の HEADLINE 「JARL 第 52 回通常総会議案」（JARL 会員専用）および JARL NEWS 2010 年春号 23 頁ほかをご参照ください

審議項目と審議結果概要

- ・第 5 条 事業年度 グレーゾーンではあるが原案通り
- ・第 6 条 会員種別 原案どおり 6 種類とし新法人に移行した後 検討する
- ・第 19 条 社員任期 規則部分であり新法人に移行した後 検討する
- ・第 21 条 理事定数 原案通り
- ・第 22 条 専務理事 原案通り
- ・第 24 条 監事職務 法律上の規定の為そのまま
- ・第 25 条 役員任期 定款に「別に定める」と記す事とし規則は本委員会で検討する
- ・第 26 条 役員解任 法律で監事は 2 / 3 と定められておりそのまま
- ・第 49 条 理事会議決 法律上問題は無いが原案のまま
- ・第 65 条 地方本部支部 別途検討

- ・第 11 条 会員資格喪失 (3) は削除 (4) の「失踪宣告を受け」を削除する
- ・第 20 条 未成年者 意見合わず原案通り 削除を求めた議事内容を記録に残すとした
- ・第 40 条 議決の省略 2 項を削ることとし 次回修正案を提示
- ・第 44 条 理事会職務 法律文のままでありこのままとする
- ・第 53 条 役員責任 議事録を残すように一般社団財団法の施行規則に書かれている
このため JARL の規則には書かれていないがこれに基づきやらねばならない
- ・第 64 条 事務局 「天下り」と云うことばの定義からすれば JARL には該当が無く
今後「天下り」とは云わない

まとめ

- ・支部、Q S L、会費（収支）など基本から検討しなくてはならない

以上